

地域計画に係る農業用施設設置申出書

※1 令和〇年〇月〇日

熊谷市農業委員会長 あて

申出者 氏名 ※2 熊谷太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第29条第4号（第53条第4号）の規定に該当し、農地法第4条第1項（農地法第5条第1項）の規定による許可を要しないこととしてよいかについて検討を求めます。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	※3 氏名		住所			農業経営改善計画 ※4 認定年月日	
	熊谷太郎		熊谷市弥藤吾2450番地			令和〇年〇月〇日	
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	※5 氏名		住所				
	妻沼花子		熊谷市宮町2丁目47番地1				
3 転用に係る土地の所在等 別紙1あり	土地の所在 (熊谷市)	地番	地目		所有権以外の使用収益権 が設定されている場合 ※6 権利の種類	権利者の氏名 又は名称	市街化区域 市街化調整区域の 別 ※7
			登記簿	現況			
	弥藤吾字砂場	〇番〇	畑	畑	500	賃貸借権	熊谷太郎
	以下余白						
		計 500 ㎡ (田 ㎡、畑 500 ㎡、採草放牧地 ㎡)					
4 転用計画 別紙2あり	(1) 転用事由の詳細		農業用施設の名称			事由の詳細	
			※8 農機具収納施設			経営拡大に伴って農機具を新たに 購入し、それらを収納するため。	
			(農業経営基盤強化促進法施行規則 第13条の2該当箇所：2号)				
(2) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要		工事計画		着工 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで			
		名称		棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成				500 ㎡	
		建築物		農機具収納施設	2棟	300 ㎡	
		小計		2棟	300 ㎡	500 ㎡	
		工作物					
		小計					
		計		2棟	300 ㎡	500 ㎡	
5 権利を設定又は移 転して転用する場合 の契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	
	賃貸借権	設定 移転		検討結果通知直後	30年間		
		土地所有者の同意の有無					
		有 無					
6 転用することによ って生ずる付近の 農地、作物等の被害 の防除施設の概要	農機具収納施設を設置する農地の周辺は申出者が耕作している農地であるため問題ありません。周囲には法面と素掘りの側溝を設け雨水等の排水が隣接地に流れないように対処します。施設設置あたりは他法令を遵守し、万が一施設設置による被害等がある場合は責任をもって対処いたします。						
7 その他参考となる べき事項	<input checked="" type="checkbox"/> 申出地は全て地域計画地内（熊谷市農業政策課で御確認ください） 土地改良区の意見 有・無・地域外（土地改良区名：〇〇土地改良区） 土地改良区意見書を添付いたします。（該当の土地改良区で御確認ください）						

検討結果通知書

農業委員会事務局処理欄
(記載不要)

熊農委第 号
令和 年 月 日

熊谷市農業委員会長

印

上記による申出について検討した結果、農地法施行規則第29条第4号（第53条第4号）に該当していることを認め、農地法第4条第1項（農地法第5条第1項）の規定による許可を要しないことを通知します。

(許可不要とすることにあたっての留意点)

- 1 都市計画法に基づく開発許可その他の法令に基づく許認可が必要となる場合がありますので、確認の上、事業を進めてください。
- 2 申出書の記載と異なる転用事業を行った場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを認めていないため、当該規定に係る許可不要の適用外となり、農地法第51条第1項に基づく原状回復等の措置命令の対象となります。
中止する場合も含めて計画どおりに転用事業を行うことが困難となった場合は、速やかに熊谷市農業委員会に申し出て必要な指示を受けてください。
- 3 転用事業が完了したときは、熊谷市農業委員会に所定様式の工事完了届を速やかに提出してください。

工事完了届提出予定者 熊谷 太郎

工事完了届提出予定者連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別紙2 「4 転用計画」

(1) 転用事由の詳細

事由の詳細

複数棟の施設設置を予定しており「4 転用計画」
 に書ききれない場合、御使用ください。
 なお、別紙を使用する場合、申出書の同箇所には
 「別紙2のとおり」と御記入ください。

(2) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積	農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2該当箇所
土地造成				m ²	
農業用施設 (建築物)			m ²		第 号該当
			m ²		第 号該当
			m ²		第 号該当
			m ²		第 号該当
			m ²		第 号該当
					第 号該当
			m ²		第 号該当
			m ²		第 号該当
小計			m ²	m ²	
工作物					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
					第 号該当
小計			m ²	m ²	
計			m ²	m ²	

(記載要領)

- ※1 提出日を御記入ください。なお、熊谷市農業政策課へ同日提出する農用区域内における開発許可不要を求める申出書と同一の日付となります。
- ※2 「1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等」に記入する者と同一になります。
- ※3 農業用施設を設置する者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。申出者と土地の所有者が同一である場合、「同上」と御記入いただいて結構です。
- ※4 熊谷市農業政策課で農業経営改善計画認定書の写しを取得し、そこに記載の認定年月日を御記入ください。また、農業経営改善計画認定書の写しを添付書類として提出してください。
- ※5 申出者が窓口申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかを提示するか、写しを提出してください。(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。)ただし、代理人が持参する場合や郵送する場合は、申出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。
- 【1点の確認が必要なもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書 等
- 【2点の確認が必要なもの】
健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書 等
- ※1 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。
- ※2 申出者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書により確認します。
- ※6 土地の所有者から申出者に対して申出地を貸借している場合、御記入ください。権利の種類は賃料が発生している場合(有償)は「賃貸借権」、賃料が発生していない場合(無償)は「使用貸借権」と記入します。なお、申出者以外の者が貸借している場合、解約の手続きが必要です(農業委員会事務局別途手続き)。
- また申出地について既に申出者が借り受けており、その農地について、本手続きをもって所有権移転をする場合、本項目は記入せず、事前に解約の手続きをしてください。
- ※7 申出に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを御記入ください。
- ※8 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、()内に該当する号(番号)を御記入ください。

○農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2

1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。） ・ 植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設。） ・ 農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される同意市町村（熊谷市）の区域内において生産される農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ・ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設 ・ 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設
4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
5号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地又は前各号（1号から4号）に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所